

産業廃棄物自主管理事業

添付資料

・ 洗車場・脱水機（廃棄物処理施設）にて異常事態が発生した場合

廃棄物処理施設にて異常事態が生じた場合、作業担当者は使用を禁止し、技術管理者・処理責任者へ連絡を行い故障個所の原因を追求し、早期修理を行う。
廃棄物が場外へ流出する恐れのある緊急事態の場合は、処理責任者が工場長へ連絡し必要な場合、横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課へ連絡を行い、対策をとる。

